

令和 4 年度
自動車局税制改正要望の概要

令和 3 年 8 月
国土交通省自動車局

令和4年度自動車局税制改正要望事項

1. 自動車関係諸税の課税のあり方の検討

【事項要望】

「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2. 自動車重量税のクレジットカード納付制度の創設

〔自動車重量税〕【事項要望】

自動車保有関係手続における自動車重量税の納付について、申請者利便の向上のため、クレジットカードによる納付を可能とするための所要の措置を講ずる。

3. その他

(1) 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長

〔固定資産税〕【主管：経済産業省】

地球環境の保護及び公害の防止を図るため、自動車整備事業者等が取得する廃油処理装置等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

(2) 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延

長・見直し

〔登録免許税〕【主管：経済産業省】

産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って合併、分割等を行う際の登録免許税率を軽減する特例措置を2年間延長するとともに、税制要件について所要の見直しを行う。

自動車関係諸税の課税のあり方の検討

平成31年度与党税制改正大綱及び令和2年度与党税制改正大綱に加え、令和3年度与党税制改正大綱の検討事項を踏まえ、以下の方向で所要の見直しを行う。

- 「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

施策の背景

令和3年度与党税制改正大綱（令和2年12月10日 自由民主党・公明党）（抜粋）

- 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

自動車重量税のクレジットカード納付制度の創設(自動車重量税)

自動車保有関係手続における自動車重量税の納付について、クレジットカードによる納付を可能とするための所要の措置を講ずる。

施策の背景

- 現状、自動車保有関係手続における自動車重量税の納付については、自動車OSS(自動車ワンストップサービス)によるオンライン申請の場合にはキャッシュレスによる納付が可能であるが、クレジットカードに対応していない。また、窓口申請においては自動車重量税印紙による納付のみとなっている。
- 今般、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、自動車重量税の納付方法について、クレジットカードによる納付制度を創設する。(令和5年1月～導入予定)

規制改革実施計画 (令和3年6月18日閣議決定) (抜粋)

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(2) 書面・押印・対面の見直し

<No3キャッシュレス化の推進>

- a 各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付(インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上)を導入する。
- b 各府省は、以下の①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて、窓口における現金又はキャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上)による納付を可能とする。
 - ①オンライン納付に対応せず、窓口支払い(印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む)に限られる手続等
 - ②オンライン納付に対応していても、窓口支払い(印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む)が多く残ると見込まれる手続等
- c デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、QRコード)による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。

要望の概要

窓口申請、OSS申請ともに、クレジットカード会社等からの支払い(代理人による支払い)を可能とするための制度整備を行う。

	現行	見直し後
窓口申請	・自動車重量税印紙	・自動車重量税印紙 ・ クレジットカード
OSS申請	・ダイレクト納付(銀行振込) ・ATM/ネットバンキング	・ダイレクト納付(銀行振込) ・ATM/ネットバンキング ・ クレジットカード